

阪神高速サービス駐車場利用約款

阪神高速サービス株式会社（以下「当社」）が管理する当駐車場をご利用の際は 下記規定にしたがっていただきます。ご利用の際は必ず規定の内容をご確認ください。	
1. 短期駐車のための「場所」の提供	<ul style="list-style-type: none">●当駐車場は短期間駐車「場所」を有償（場内掲示の料金）にて提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。●また場内は自動二輪車（原動機付自転車を含む）の駐車以外の用途には使用できません。
2. 免責	<ul style="list-style-type: none">●当社は、当駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損が発生した場合に、当社に過失がある場合であっても、拡大損害について一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。●当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくはその積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他当駐車場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について一切責任を負いません。●当社は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動、糞害、高架道路等からの漏水、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について一切責任を負いません。●当社は、当駐車場の機器トラブルが発生した場合に利用者の判断により無理に入出庫したことが原因で車両が破損しても、一切責任を負いません。 また、出庫に際してお待ちいただく時間などの損害について当社は責任を負いません。●工事・催事などで交通規制があった場合などは、一般車両の入出庫に制限がある場合があります。●当社は、当駐車場の利用者が通常の駐車方法以外で利用した場合について一切責任を負いません。●当社は、利用者同士のトラブルについて一切責任を負いません。双方で解決してください。
3. 駐車時間	<ul style="list-style-type: none">●当駐車場は短期間駐車を目的としているため、利用時間は入庫から最長48時間以内とします。 継続して48時間を超えて駐車しないでください。 これを超える場合は事前に場内掲示の緊急連絡先へ連絡してください。
4. 駐車することができる車両	<ul style="list-style-type: none">●当駐車場内に駐車することができる車両のサイズは、下記の基準に該当するものに限り、 ◆車両全長2.0m以下 ◆車両全幅1.2m以下●上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。<ol style="list-style-type: none">1. エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、入出庫障害を起こすおそれがある車両。2. 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。3. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。4. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。5. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。6. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両。●上記規定の適用に際しては、車両の附属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。●自転車、電動アシスト付自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。
5. 駐車料金	<ul style="list-style-type: none">●当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。なお、最大料金は、入庫当日1回限り又は入庫後24時間1回限りのみ適用など、繰り返し適用されない料金体系となっている場合がありますので、料金体系は必ず確認してください。●駐車時間は、入庫から出庫までの時間とします。●駐車料金は後払いです。出庫の際にお支払いください。●駐車料金は駐車位置番号を確認の上、駐車場内に備え付けの精算機、支払機等により、料金表示・精算手順に従いお支払いください。 ※駐車位置番号間違いによる返金はいたしかねますのでご注意ください。●一万円札、五千円札、二千円札といった高額紙幣はご使用できませんので、精算の際にはあらかじめ千円札もしくは硬

【バイク】チェーン式駐車場（一般用：高額紙幣不可）

	<p>貨をご用意ください。なお、濡れた紙幣・硬貨での精算は詰まりの原因となるため使用しないでください。</p>
6. 駐車方法	<ul style="list-style-type: none"> ●当駐車場の利用者は、空いている（未使用の）車枠の駐車スペース内中央部分に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。 ●バイクラックにかけてあるチェーンを取り出し、バイクのホイール部分にくぐらせて、チェーンのピンをバイクラックの差込口に奥まで挿入して下さい。チェーンを奥まで差し込み、チェーンがロックされますと入庫完了となります。
7. つり銭切れ、領収書の不発行等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●機器の故障による領収書の不発行につきましては、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。後日郵送にて対応させていただきます。 ●つり銭切れ、又は、機器の故障による返金につきましては、後日郵便小為替にて返金対応させていただきますので、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。なお、返金につきましては、機器の故障状況や精算機内の売上過不足金などを確認してからの返金対応となるため、いかなる場合であっても、直ちに現金を持参のうえ返金することができませんので、あらかじめご了承ください。
8. 利用上の禁止行為及び義務	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転禁止・・・・・・・・・・・・・・・・ 飲酒運転（薬物等を含む）による利用は禁止です。 ●場内走行の禁止・・・・・・・・・・・・・・ 駐車場内では車両を降りて移動してください。 ●近隣等への迷惑な行為の禁止・・・・・・ 場内でのアイドリング・空ぶかし、大音量でのカーステレオ、大きな声での会話等騒音を発生させる行為、宿泊はしないでください。また、場内は禁煙です。 ●不衛生な行為の禁止・・・・・・・・・・・・ 場内へのゴミ（吸殻、空き缶、弁当空き箱、雑誌等）の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止します。 ●出庫優先・入庫待ち禁止・・・・・・・・・・ 当駐車場は出庫優先です。駐車場入口手前ないしは接道部分などで入庫待ちをしないでください。道路の交通の妨げになります。 ●駐車スペース以外への駐車禁止・・・・ いかなる場合でも駐車スペース以外への駐車は禁止します。 ●場内安全歩行義務・・・・・・・・・・・・・・ 場内での歩行は、他の車両に十分ご注意ください。 ●機器、施設に対する不要な・・・・・・ 駐車場利用者およびその他関係者（同乗者を含む）は、禁止されている場所に駐車並びに立ち入りしたり、精算に必要なでない機器・施設類に許可なく手を触れたりしないでください。 ●機器、施設を破損した・・・・・・・・・・ 機器、施設を破損した場合は速やかに、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。場合の連絡義務 ●機器トラブルの際の連絡義務・・・・・・ トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。 ●場内看板、掲示物の内容遵守・・・・・・ 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。
9. 不正駐車	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の様な駐車方法は「不正駐車」とします。 <ul style="list-style-type: none"> ◆上記「4. 駐車することができる車両」に違反した車両 ◆車枠からはみ出した駐車 ◆車枠をまたがる駐車 ◆車路での駐車 ◆事前に連絡がなく48時間を超えた駐車 ◆駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとした場合 ●バイクラックにかけてあるチェーンで正しくロックされていない場合、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車した場合、並びに当社が不正な駐車方法と認めた場合は、発見次第チェーンで正しくロックします。 <p>なお、不正駐車（不正な入出庫および駐車）をした場合は、警察への通報、車両のレッカー移動等もしくはチェーン等で施錠させていただく場合もあります。</p> <p>また、その場合の諸経費と正規駐車料金の他に違約金として正規駐車料金の2倍の額を請求させていただきます。</p> <p>なお、違約金および損害賠償（諸費用・駐車料金等）につきましては車両使用者（占有者）もしくは車両所有者に請求させていただきます。</p>
10. 放置車両の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●1. 当駐車場の利用者が、予め当社への事前の連絡を行うことなく48時間を超えて車両を駐車している場合、当社は、利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求できるものとします。 2. 1. の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときは、当社は、車両の所有者等（「自動車検査証等、所有者又は使用者を確認できる記録に記載された所有者又は使用者」をいう。以下同じ）に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求できるもの

【バイク】チェーン式駐車場（一般用：高額紙幣不可）

	<p>とします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対し車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。</p> <p>3. 1. 2. の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなします。</p> <p>4. 当社は、1. の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。</p> <p>5. 当社は、1. の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両、その附属装着物及び積載物等を調査することができるものとします。</p> <p>6. 当社は、1. の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動できるものとします。</p> <p>7. 当社は、当社の過失なくして所有者等を確認することができない場合であって、駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。</p> <p>8. 当社は、7. の規定により、車両を処分した場合は、駐車場において掲示するものとします。</p> <p>9. 当社は、7. の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除します。</p>
<p>11. 利用者の賠償責任</p>	<p>●当駐車場の利用者が、本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。</p>